

収容人員の算定方法

項区分	主要用途	規則第1条の3	
		収容人員の算定方法	
1	イ 劇場、映画館等	従業者の数+客席の人員	イ 固定式いす席数 (長いす式は、正面幅/0.4m(端数切捨)) ロ 立見席は、床面積/0.2㎡ ハ その他の部分は、床面積/0.5㎡
	ロ 公会堂、集会場		
2	イ キャバレー等	遊技場→従業者の数+遊技用機械器具を使用して遊技できる者の数 +観覧、飲食、休憩用固定いす席数 (長いす式は、正面幅/0.5m(端数切捨))	イ 固定式いす席数 (長いす式は、正面幅/0.5m(端数切捨)) ロ その他の部分は床面積/3㎡
	ロ 遊技場等		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ 個室ビデオ等		
3	イ 料理店等	遊技場→従業者の数+客席の人員以外	イ 固定式いす席数 (長いす式は、正面幅/0.5m(端数切捨)) ロ その他の部分は床面積/3㎡
	ロ 飲食店		
4	展示場、物品販売店舗等	従業者の数+主として従業者以外の者の使用部分	イ 飲食、休憩用部分は床面積/3㎡ ロ その他の部分は床面積/4㎡
5	イ 旅館、ホテル等	従業者の数+宿泊室の人員	イ 洋式宿泊室はベッド数 ロ 和式宿泊室は室ごとに床面積/6㎡ ハ 簡易宿泊所、団体用は床面積/3㎡
	ロ 共同住宅等	居住者の数	+その他の部分 イ 固定式いす席数 ロ 長いす式は正面幅/0.5m(端数切捨) ハ その他の部分は床面積/3㎡
6	イ 病院、診療所等	従業者の数+病室内の病床数+	(待合室の床面積の合計/3㎡)
	ロ 養護老人ホーム等	従業者の数+要保護者の数	
	ハ 老人デイサービス等	従業者の数+要保護者の数	
	ニ 幼稚園等	教職員数+幼児、児童、生徒の数	
7	学校等	教職員数+児童、生徒、学生の数	
8	図書館等	従業者の数+	(閲覧室、展示室、展覧室等の床面積の合計/3㎡)
9	イ 熱気浴場等	従業者の数	+ (浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積の合計/3㎡)
	ロ 公衆浴場		
10	停車場等	従業者の数	
11	神社等	従業者の数+	(礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計/3㎡)
12	イ 工場、作業所	従業者の数	
	ロ 映画スタジオ等		
13	イ 車庫、駐車場	従業者の数	
	ロ 格納庫		
14	倉庫		
15	その他の事業所	従業者の数+	(主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積/3㎡)
16	イ 特定複合建物	各用途の部分ごとに算出した人員の合計数	
	ロ その他複合建物	各用途の部分ごとに算出した人員の合計数	
16の2	地下街	各用途の部分ごとに算出した人員の合計数	
16の3	準地下街		
17	文化財等	床面積/5㎡	

注 同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である令別表第1に掲げる防火対象物が2以上あるときは、それらの防火対象物は、法第8条第1項の規定の適用については、1の防火対象物とみなす。(令第2条)